

東日本大震災 Q & A (その他)

内容

その他	3
Q 1 震災を原因とする借地借家トラブルや隣人間の地震被害などの紛争を解決するために、裁判費用を補助してくれる制度はありますか。	3
Q 2 震災による避難生活で、運転免許証の更新ができませんでした。有効期限を過ぎても更新しなかった場合、免許はどうなるのでしょうか。	3
Q 3 震災のために株券をなくしてしまいました。どうしたらよいのでしょうか。	4
Q 4 震災の瓦礫にアスベストが含まれ、健康被害がでるおそれがあるとの報道があります。国はどのような対策をとっているのですか。	4
Q 5 毎日、電車通勤をしていましたが、3月1日に、6か月定期券を買ったばかりなのに大地震で線路が壊滅的打撃を受け、いつ復旧されるのか見通しがたたない状態になりました。定期券の払戻しをしてもらえないのでしょうか.....	4
Q 6 被災した他人の家屋の中から生活用品を持ち去った場合には、罪に問われるのでしょうか。	5
Q 7 津波で家を流されました。震災後、避難先に住民票を移しましたが、事情があり、元の家のところ住民票を戻すことを考えています。家を再築するつもりはなく、そこに住むつもりもありません。なにか問題があるのでしょうか。	5

その他

Q 1 震災を原因とする借地借家トラブルや隣人間の地震被害などの紛争を解決するために、裁判費用を補助してくれる制度はありますか。

A 民事調停の申立手数料の納付を免除する制度があります。

- ・ 政令で「特定非常災害」と指定された大規模災害の場合に適用される制度です。東日本大震災は「特定非常災害」に指定されていますので、その適用があります
- ・ 借地借家関係その他の民事上の法律関係に「著しい混乱を生ずるおそれがある」と定められた区域に、当該災害の発生日に、住所、居所、営業所または事務所を有していた方については、その災害に起因する民事の紛争についての民事調停の申立手数料の納付が免除されます（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第6条）。
- ・ 平成23年3月11日から平成26年2月28日までに、民事調停を申し立てた方が対象となります。詳細は、法務省ウェブサイトをご覧ください。

Q 2 震災による避難生活で、運転免許証の更新ができませんでした。有効期限を過ぎても更新しなかった場合、免許はどうなるのでしょうか。

A 東日本大震災では、平成23年8月31日まで運転免許証の有効期限を延期するとの特例措置が取られました。

8月31日以降は通常の更新期限となります。有効期限内に更新しなかった免許は失効しますが、「説明」に記載したとおり再取得は可能です。

- ・ 有効期限を過ぎた免許証は効力を失いますが、再取得は可能です。期限が経過してからの期間によって、再取得のための要件が異なります。
 1. 失効後6か月以内、または、やむを得ない事情で失効後6か月以内に手続きができなかった方で、その事情が止んで1か月以内かつ失効後3年以内は、学科・技能試験は免除され、所定の講習や適性検査を受ければ再取得できます。
 2. 失効後6か月超から1年以内
仮免許試験の学科・技能試験は免除され、仮免許が交付されますが、その後、本試験の学科・技能試験に合格しなければ、再取得できません。
 3. やむを得ない事情がなく失効してから1年経過又はやむを得ない事情で失効してから3年を経過した場合
免除される試験はなく最初から免許を取得し直すことになります。除
- ・ やむを得ない事情とは、海外旅行、災害、病気、負傷、法令の規定により身体を拘束されていたこと、社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない用務が生じたことです。

Q 3 震災のために株券をなくしてしまいました。どうしたらよいでしょうか。

A 株券を喪失した場合は、株券失効制度による手続を行い、喪失した株券を無効にしたうえで、株券の再発行を請求することになります。

この制度は、株券喪失登録制度ともいいます。

- ・ 株券を喪失した場合は、株券失効制度による手続を行います。この制度は、株券喪失登録制度ともいいます。

具体的な手続は、

1. 会社に対して、喪失した株券の喪失登録請求を行い、当該株券について、株券喪失登録簿への記載をしてもらう
2. 株券喪失登録がされた株券は、当該株券を所持する者から株券喪失登録の抹消申請がされるなどして当該登録が抹消されない限り、株券喪失登録日の翌日から1年を経過した日に無効となる
3. その後、株券の再発行を請求する

という流れになります。

- ・ 平成18年5月1日施行の新会社法では、株式会社では株券は不発行が原則となり、会社の定款で定めた場合のみ株券の発行が可能となりました。
- ・ また、上場会社の株券は、株券の電子化により、平成21年に廃止されていますので、喪失した株券が自宅で保管していた上場会社の株券であり、また、株券を喪失した人が特別口座の名義人であれば権利は保全されています。

Q 4 震災の瓦礫にアスベストが含まれ、健康被害がでるおそれがあるとの報道があります。国はどのような対策をとっているのですか。

A 国では環境省と厚生労働省を中心に、被災地におけるアスベスト大気濃度の調査を行うとともに

(1)労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則に定められたアスベスト対策の遵守の徹底

(2)瓦礫撤去の際に粉じんを吸い込むことを防ぐために防じんマスク着用の徹底を、被災地の自治体や建設業及び廃棄物処理業の団体等に指導しています。

また、対策徹底のために、労働局の職員によるがれき処理作業現場に対するパトロールなども実施しています。

詳細は、各省のホームページをご覧ください。

Q 5 毎日、電車通勤をしていましたが、3月1日に、6か月定期券を買ったばかりなのに大地震で線路が壊滅的打撃を受け、いつ復旧されるのか見通しがたたない状態に

なりました。定期券の払戻しをしてもらえないでしょうか

A 鉄道各社の運送約款に払戻しの方法等は規定されていますが、仮にその規定がなくとも、払戻ししてもらえます。

- ・ 鉄道各社の運送約款では、列車等が一定期間運行不能になった場合の定期乗車券は日割り計算で払い戻すと定めています。
- ・ また、仮に、この規定がなくても、鉄道会社の債務が履行不能になっているので、他方債務者である旅客の債務（運賃）も消滅します。したがって、定期券を購入したものの、利用できなくなった部分については、払い戻しを受けられることになります。

Q 6 被災した他人の家屋の中から生活用品を持ち去った場合には、罪に問われるでしょうか。

A 法律上は窃盗罪などに問われる可能性があります。

- ・ 誰が管理しているか判明している場合には、勝手に持ち出すと窃盗罪に問われる可能性があります。
- ・ 被災状況がひどく、誰が管理しているか判明しない場合でも、勝手に持ち出すと遺失物横領罪に問われる可能性があります。

Q 7 津波で家を流されました。震災後、避難先に住民票を移しましたが、事情があり、元の家のあるところに住民票を戻すことを考えています。家を再築するつもりはなく、そこに住むつもりもありません。なにか問題があるのでしょうか。

A おやめになったほうが良いでしょう。

- ・ 虚偽の届出をしたことになり、過料の制裁があり得ます。
- ・ 場合によっては、公正証書原本不実記載罪（刑法 157 条）にあたり得ます